

## 公 告

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）駐車場事業の認可の告示（平成17年3月11日京都府告示第144号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成17年3月22日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）駐車場事業  
14号 久世高田地区西自転車等駐車場

2 施工者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局街路部街路建設課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市南区久世高田町地内

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部街路建設課)